

小林市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

小林市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（平成18年小林市
条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成26年1月分の市長の給与の支給に関する特例措置）

- 6 平成26年1月分の市長の給料月額を支給に当たっては、前項の
規定により支給する給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当
する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。